

国際財政学会第七〇回年次大会に参加して

山田直夫

I. はじめに

本稿では、筆者が参加した国際財政学会の第七〇回年次大会について報告を行う。国際財政学会 (International Institute of Public Finance : IIPF) は一九三七年にパリにおいて設立された、財政学・公共経済学に関する国際学会である。国際財政学会のホームページ⁽¹⁾によると、現在五〇を超える国々に約八〇〇名の会員を有している。年次大会 (Annual Congress) は毎年八月に開催され、

講演などのキーノート・レクチャーや個別研究報告が行われるほかに、ディナーなどのソーシャル・イベントも用意されている。今年の年次大会は八月二〇日から二三日にかけて、スイスのルガーノにあるスイス・イタリア語圏大学⁽²⁾ (Università della Svizzera italiana : USI) で開催された (写真1)。

本稿の構成は以下のとおりである。続くⅡ節では、年次大会の概要を説明する。そしてⅢ節では、筆者が興味深く感じた個別研究報告の内容を紹介する。後述するように個別研究報告の内容は

国際財政学会第70回年次大会に参加して

写真1 会場のスイス・イタリア語圏大学（ルガーノ大学）



筆者撮影

多岐にわたっているが、筆者の関心は企業課税を含む広い意味での証券税制にあるので、紹介する内容がそうした税制に関する研究に偏ってしまうことを予めお断りしておきたい。最後のⅣ節では、今回のアイルランドのダブリンで開催される第七一回年次大会について触れたい。

Ⅱ. 第七〇回年次大会の概要

年次大会のプログラムの概要は図表1のとおりである。以下ではキーノート・レクチャー、個別研究報告、ソーシャル・イベントに分けて、それぞれについて説明していきたい。

(1) キーノート・レクチャー (Keynote Lectures)

図表1からわかるとおり、今大会では二〇日に

図表1 プログラムの概要

	Wednesday August 20		Thursday August 21	Friday August 22		Saturday August 23	
08:00							08:00
08:30	Registrati on						08:30
09:00		Opening Ceremony	Working Group Session C	Working Group Session D	Working Group Session G	09:00	
09:30						09:30	
10:00	Keynote Lecture I					Session C	Session D
10:30			10:30				
11:00	Coffee Break		Coffee Break	Coffee Break		Coffee Break	11:00
11:30	Working Group Session A		Keynote Lecture III	Working Group Session E	Keynote Lecture V	11:30	
12:00						12:00	
12:30			Lunch to go & Excursions (incl. Dinner) - Via dell'Acqua - Lago di Lugano	Lunch	Board Meeting	Closing & Awards Ceremony	12:30
13:00	Lunch	Ceremony				13:00	
13:30				Lunch to go		13:30	
14:00	Working Group Session B			Keynote Lecture IV			14:00
14:30				Coffee Break			14:30
15:00							15:00
15:30				15:30			
16:00	Coffee Break			Working Group Session F			16:00
16:30	Keynote Lecture II						16:30
17:00							17:00
17:30	General Assembly of IIPF Members					17:30	
18:00					18:00		
18:30					18:30		
19:00	Welcome Reception		Conference Dinner				19:00
19:30							19:30
20:00							20:00
20:30							20:30
21:00							21:00
21:30							21:30
22:00					22:00		

(出所) 国際財政学会資料より作成

図表2 キーノート・レクチャーの講演者と論題

講演者（所属）	論 題
James Smith (Rand Corporation, US)	Early Life Conditions and Later Life Outcomes
Maria Cristina de Nardi (UCL, GB)	Wealth Inequality, Savings, and Bequest Motives
Brigitte Madrian (Harvard University, US)	Financing Retirement: Where Have We Come from, and Where Do We Go from Here?
Axel Börsch-Supan (MEA, Munich, DE)	Redesigning the Welfare State for Aging Societies: What Can We Learn from International Comparisons?
Policy Panel – Elsa Fornero (University of Turin) Jürg Brechbühl (FSIO) Christian Kastrop (OECD) Axel Börsch-Supan (MEA)	Structural Reforms and Economic Growth in Aging Societies

（出所）国際財政学会資料より作成

二つ、二日から二三日にかけては一つずつ、合計五つのキーノート・レクチャーが設けられた。図表2はキーノート・レクチャーの講演者とその論題を示したものである。これまで筆者が参加してきた年次大会では著名な研究者による講演が行われていたが、図表2の最下段にあるとおり、今回は講演だけでなくパネルディスカッションも行われた。キーノート・レクチャーでは共通のテーマが設けられるが、今回のテーマは「高齢化社会に向けた福祉国家の再設計」(Redesigning the Welfare State for Aging Societies)である。各キーノート・レクチャーとも最後に質疑応答の時間が設けられており、講演者と出席者の間で活発な議論が交わされた(写真2)。

(2) 個別研究報告

図表1に Working Group Session という記載が

写真2 キーノート・レクチャーの様子



筆者撮影

あるが、これが個別研究報告が行われることを示している。ここからわかるとおり、個別研究報告は大会期間中すべての日に行われた。写真3はその様子である。図表3では一例として、二三日の九時〇〇分から一一時〇〇分にかけて行われた Working Group Session G における各セッションのタイトルを列挙し、あわせて個別研究報告の本数も掲載している。各セッションにはタイトルが付けられており、そのタイトルに関連する数本の個別研究報告が行われるのである。よって図表3は、Working Group Session G では一五会場で合計五六本の個別研究報告が行われたことを示している。図表4は、図表3にある Corporate taxation というタイトルのセッションで個別研究報告を行った研究者の氏名とその論題である。すべてのセッションのタイトル及び個別研究報告の論題、さらに報告論文は年次大会のホームページ⁽³⁾

国際財政学会第70回年次大会に参加して

写真3 個別研究報告の様子



筆者撮影

図表3 セッションの一例（Working Group Session G）

セッションのタイトル	個別研究報告の本数
Transfer pricing	4
Labor	4
Tax evasion II	4
Pension plans	4
General issues	4
Corporate taxation	4
Taxes and investment	3
Higher education	4
Taxation and labor mobility	4
Local public goods	4
Taxation and labor supply	4
Fertility II	3
Fiscal policy and growth	4
Disability insurance	3
Fiscal equalization	3

（出所）国際財政学会資料より作成

図表4 個別研究報告の一例

セッションのタイトル：Corporate taxation	
氏名（所属）	個別研究報告の論題
<u>Nathan Seegert</u> (University of Utah) Eric Ohrn (University of Michigan)	Dividend Taxation and Merger Behavior: A New View Explanation for the Post-Merger Performance Puzzle
Antonella Caiumi (ISTAT) Lorenzo Di Biagio (ISTAT) Marco Rinaldi (ISTAT) Alessandro Zeli (ISTAT)	The Redistributive Effects of an ACE Tax: the Case of Italy
<u>Martin Ruf</u> (Universität Tübingen)	Effects of Territorial and Worldwide Corporation Tax Systems on Outbound M&As
Hans Fehr (University of Wuerzburg) <u>Sabine Jokisch</u> (University of Wuerzburg) Ashwin Kambhampati (Oberlin College) Laurence J. Kotlikoff (Boston University)	Simulating the Elimination of the U.S. Corporate Income Tax

(注) 下線は当日の発表者を示している。

(出所) 国際財政学会資料より作成

ら見ることができる。それによると、セッションの総数は一〇一、個別研究報告の本数は三一一であった。昨年の年次大会のセッションの総数は九一、個別研究報告の本数は二九九であったので、昨年より増加している。

個別研究報告の内容は、税制、公債、社会保障、地方財政、財政政策など幅広く、分析手法も理論、実証、事例研究など多様である。筆者の印象としては、例年に比べて税制、公債に関する報告が多く、地方財政に関する報告が少なかった。また、キーノート・レクチャーのテーマが高齢化に関するものであることが影響してか、年金などの社会保障に関する報告や世代間移転に関する報告も多いと感じた。筆者は税制に関する個別研究報告を中心に聞いたが、図表3にCorporate taxationとTaxes and investmentがあるように、同じ時間帯に似た内容のセッションが開催されるこ

とがあり、どの報告を聞くか迷うこともあった。次のⅢ節では筆者が聞いた個別研究報告の中から特に興味深く感じた、ベルギーとイタリアの法人税に関する報告を紹介する。

(3) ソーシャル・イベント (Social Events)

年次大会の中心はもちろんキーノート・レクチャーや個別研究報告であるが、大会期間中は様々なソーシャル・イベントが用意されており、参加者が親交を深める貴重な機会となっている。二〇日の夜にはウェルカム・レセプション、二二日の夜にはディナーが開催された。また、二二日の午後はエクスカーシオンになっており、参加者はルガーノ湖の遊覧などを楽しんだ。

Ⅲ. ACE法人税について

(1) ACE法人税とは

本節では、筆者が興味深く感じたベルギーとイタリアのACE法人税と呼ばれる法人税制に関する個別研究報告を紹介する。まず簡単にACE法人税について説明したい。

A C E 法人税 (Allowance for Corporate Equity) は Institute for Fiscal Studies (1991) において提案された税制で、みなし利息控除あるいは単にACEと呼ばれることもある。通常の法人税では、負債利子は法人税の課税ベースから控除されるのに対して自己資本の機会費用は控除されない。そのため企業の資金調達行動において負債による調達を優遇し、理論的には企業の投資決定にも歪みを与えている。ACE法人税は負債利子

だけでなく自己資本の機会費用も法人税の課税ベースから控除することで、これらの問題を解決しようとする税制である。Institute for Fiscal Studies (1991) では、税制上の自己資本である株主基金にみなし利子率を乗じた額をみなし利息、すなわち自己資本の機会費用として法人税の課税ベースから控除することを提案している。ちなみに、Institute for Fiscal Studies (1991) ではみなし利子率として中期国債の利子率を用いることを提案している。

A C E 法人税あるいはそれに類似した税制は、ヨーロッパを中心にいくつかの国で導入されている。具体的には、オーストリア、ベルギー、ブラジル、クロアチア、イタリアといった国々である。このうちオーストリアとクロアチアは既に廃止している。現在も存続している国のうち、ベルギーは Institute for Fiscal Studies (1991) の提案

に近い制度を実施しており、A C E 法人税の代表的導入国といえる。イタリアは一旦廃止したが、

二〇一一年に再導入しており、ブラジルは一九九六年からA C E 法人税に類似した税制を導入している。わが国についてみると、I M F から二〇一四年五月三〇に発表された「二〇一四年対日四条協議終了にあたってのI M F 代表団声明」⁽⁴⁾において、A C E 法人税導入について検討することが提案されている。わが国の国内ではA C E 法人税に関する議論はほとんどなされていないが、長期的な観点から見れば、わが国の法人税制の選択肢の一つになりうるのではないかと筆者は考えている。

(2) ベルギーのA C E 法人税

ベルギーでは二〇〇六年よりA C E 法人税が導入されている。ベルギーは小国ということもあ

り、外国企業に対する優遇政策を実施してきた。その代表例がコーデイナー・シヨン・センター制度と呼ばれるものである。しかし、この制度はEUやOECDから有害税制と指摘されて廃止されることとなった。その代替としてACE法人税が導入されたのである。ベルギーにおけるACE法人税の名称は、Notional Interest Deductionで、NIDと略記されることが多い。NIDの大まかな仕組みは、株主基金（ベルギーでは調整後自己資本と呼ばれる）にみなし利子率を乗じたものをみなし利息として法人税の課税ベースから控除するというものである。みなし利子率としては二年前の一〇年国債の利子率が適用され、中小企業にはさらに〇・五だけ上乘せた値が用いられる。ただ、みなし利子率の値は年々小さくなっている。また、みなし利息が法人の利潤を上回る場合は七年間の繰り越しが可能であったが、現在は廃止さ

れている。したがって、ベルギーではACE法人税が縮小する方向で改革が進められていることがわかる。

ドイツのライン・ウェストファーレン経済研究所 (Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung : RWI) の Nils aus dem Moore 氏は、Tax reform というタイトルのセッションで、このベルギーのACE法人税に関する個別研究報告を行った。報告論題は Taxes and Corporate Financing Decisions: Evidence from the Belgian ACE Reform である。以下ではその報告について紹介する。

ACE法人税は企業の負債による資金調達優遇を是正するので、レバレッジを低下させる効果があると予想される。そこで Nils aus dem Moore 氏はベルギーにおいて実際にそうになっているのかを検証している。分析には Difference-in-differ-

ences」と呼ばれる統計的手法が用いられている。

この分析には、政策変更の影響を受けた企業と受けなかった企業の政策変更前後（つまり二〇〇六年の前後）のデータが必要になる。そこで Nils aus dem Moore 氏は、分析対象期間を二〇〇三年から二〇〇七年とし、政策変更の影響を受けた企業としてベルギー企業、影響を受けなかった企業としてイギリス企業を取り上げている。分析に用いられているデータはヨーロッパの企業の財務情報に関するデータベースであるビューロ・ヴァン・ダイク社 (Bureau van Dijk) の AMADEUS である。主な結果は、全企業を対象とした分析では、期待した結果は得られないが、企業の規模別に分析してみると大企業にはレバレッジを引き下げる効果が確認できたというものである。Nils aus dem Moore 氏と同じデータベース、かつ同じ分析手法で資本構成への影響を分析した研究と

して Princen (2012) がある。ただし、Princen (2012) は政策変更の影響を受けなかった企業としてフランス企業を取り上げ、二〇〇一年から二〇〇七年までを分析対象期間としている。主な結果は、全企業を対象とした分析でも ACE 法人税はレバレッジを引き下げる効果があり、規模別にみるとその効果は大企業ほど大きいというものである。両研究とも ACE 法人税は企業の資本構成に影響を与えていることを示唆しているが、Princen (2012) の方がその効果が大きく出ているので、なぜこのような差異が生じるのかを検証する必要があると感じた。なお、両研究における企業の規模別分類は、ベルギー国内の規定に基づく分類ではないことに留意する必要がある。

(3) イタリアの ACE 法人税

続いて、イタリアの統計機関である国立統計研

究所 (Istituto Nazionale di Statistica : ISTAT) の Antonella Caiumi 氏が Corporate taxation というタイトルのセッションで行った、イタリアの A C E 法人税に関する個別研究報告について触れた。報告論題は The Redistributive Effects of an A C E Tax: the Case of Italy である。なお、この研究は国立統計研究所の Lorenzo Di Biagio 氏、Marco Rinaldi 氏、Alessandro Zeli 氏との共同研究である。Antonella Caiumi 氏はイタリアで開催された昨年の国際財政学会の年次大会において、Lorenzo Di Biagio 氏、Marco Rinaldi 氏を行った共同研究の成果を報告している。その内容は、二〇一一年に導入された A C E 法人税を含む近年のイタリアの法人税改革の影響をマイクロシミュレーションによって分析するというものである。今回の報告は前年の報告を発展させ、かつ分析対象を A C E 法人税に絞ったものといえる。報告の

主な内容を紹介する前に、まずイタリアにおける A C E 法人税の導入の背景と制度の概要について簡単に説明する。

イタリアでは二〇〇八年以降、経済の停滞と財政状況の悪化に見舞われていた。こうした状況を打破するため、二〇一一年の夏からイタリア政府は経済成長と財政状況の改善を目的とした改革案を提示し、その実現に取り組んだ。しかし、改革案は信頼を得ることができず、イタリア一〇年国債の利子率が上昇しスペインのそれを上回る状態となり、さらにベルルスコーニ首相の退陣など政治的な混乱も生じた。ベルルスコーニ首相の後を引き継いだモンティ首相も引き続き経済成長と財政状況の改善に取り組み、経済成長を促進させることを目的として二〇一一年から A C E 法人税を導入したのである。この二〇一一年から導入された A C E 法人税の名称は、イタリア語では Auto

alla Crescita Economica、英語では Aid to Economic Growthである。イタリア語の表記にしたがってACEと略記されることが多い。したがって少しややこしいが、イタリアではACEという名称のACE法人税が実施されていることになる。このACEにおける株主基金は、大まかにいうと二〇一〇年末からの純資産の増加額で、自己資本そのものではない。これにみなし利子率を乗じた額をみなし利息として法人税の課税ベースから控除する。みなし利子率は、二〇一一年から二〇一三年までは三・〇〇%、二〇一四年は四・〇〇%、二〇一五年は四・五〇%、二〇一六年は四・七五%である。みなし利子率は徐々に上昇しており、その意味において制度が拡大していることがわかる。また、みなし利息が法人の利潤を上回る場合はその額を翌年以降に繰り越すことができる。ちなみにACEの前にイタリアで導入され

ていたACE法人税の仕組みは、みなし利息に軽減税率を適用するというもので、通常の法人税率と軽減税率の二つの法人税率が並存することからDual Income Tax (DIT)と呼ばれている。

報告の主な内容であるが、マイクロシミュレーションを行うことによってACE法人税導入により企業の税負担が減少することを明らかにしている。具体的には、二〇一一年は二・四%、二〇一二年は三・四%、二〇一三年は三・八%、二〇一四年は五・四%だけ企業の税負担が減少するとし、二〇一四年の五・四%の税負担の減少は、法定税率の二・三%ポイント引き下げに相当すると指摘している。また二〇一四年について、平均実効税率（税引き前利益に対する税負担額の割合）を計測し、ACE法人税導入により二・三%低下するとしている。さらに二〇一四年の税負担の変化と平均実効税率について、産業別、規模別（売

上高別)、地域別などに分けて細かく計測している。このうち税負担の変化についての計測結果を紹介すると、税負担が大きく低下する企業は、産業別では Other Services、規模別では中小企業、地域別では北東部と南部の企業である。

Antonella Caiumi 氏の報告は、マイクロシミュレーションのモデルの詳細が明らかにされていないという問題があるが、ACE 法人税導入の効果の詳細に分析しているという点で高く評価できる。また、ACE 法人税は理論的には投資を促進させる効果が期待されるが、この報告では投資に与える影響については分析されていない。筆者の知る限り、まだイタリアの ACE が投資に及ぼす影響を分析した研究はなく、Antonella Caiumi 氏も投資への影響を探ることを今後の課題として挙げていた。

IV. 第七一回年次大会について

今回の第七一回年次大会は、二〇一五年八月二〇日から二三日にかけて、アイルランドのダブリンにあるトリニティ・カレッジ・ダブリン (Trinity College Dublin) において開催される予定である。開催校は、トリニティ・カレッジ・ダブリン (Trinity College Dublin) のほか、ユニバーシティ・カレッジ・ダブリン (University College Dublin)、アイルランド国立大学メイヌース校 (National University of Ireland at Maynooth) の三校である。

キーノート・レクチャーの講演及びパネルディスカッションの詳細はまだ明らかにされていないが、テーマは「グローバル経済における課税」(Taxation in a Global Economy) である。経済が

グローバル化し国境を越えた経済取引が活発化している中で、どのように税制を構築していくかということは大きな問題となっているので、時宜に合ったテーマといえるだろう。もちろん、年次大会では多くの個別研究報告も行われる。次回も広い意味で証券に関わる分野について最新の研究成果が報告されるものと思われる。

(注)

- (1) <http://www.iipf.net/index.htm>
- (2) ルガーノ大学 (University of Lugano) と呼ばれる。
<https://www.conftool.pro/iip2014/sessions.php>
- (3) 英語版: <http://www.imf.org/external/np/ms/2014/053014.htm> 日本語版: <http://www.imf.org/external/japanese/np/ms/2014/053014j.pdf>

(参考文献)

Institute for Fiscal Studies (1991) *Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s*. A Report of the IFS Capital

Taxes Group Chaired by Malcolm Gammie.

Princen, S. (2012) "Taxes Do Affect Corporate Financing Decisions: The Case of Belgian ACE," *CESifo Working Papers* No. 3713.

U. S. Department of the Treasury (1992) *Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once*, U. S. Government Printing Office.

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)